

経済と経営 22-1(1991.6)

〈論 文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木秀勇

第 X 章 (I —— A ; I —— B)

I) 1) 本・第 X 章は, 第 II 部 (第 I ~ 第 III 章) とともに印刷に付された第 I 部 (第 I ~ 第 IX 章) (計・約 950 ページ) の中断のあとをうけ, ホブズが挙示する・いわゆる諸〈自然法〉についての考察をもって, 探究を再開するものである。

2) 下記の連繫四著作にあって列挙されている〈自然法〉(ホブズの表現にしたがって正しく表記すれば, 「自然が定めている法」, ないしは, 「自然に基づく法」) は,

a) 『法の原理』では, 編者 F·Tönnies が付した「部・章配列」と「章題」(以下, 記載を省略) にしたがえば, 『第一部』・『第十四章』の最終・第十四節に記された・実質上の「第一の法」と, 次・『第十五章』(全十八節) の第二節に示された・これまた実質上の「第二の法」, つづく『第十六章』(全・十三節) の第一, 第六, 第八, 第九~第十三節に掲げられた・いわば「第三

の法」から「第十九の法」までであり、

b) 『法の原理』に訂正・加筆を施しつつラティーニー語（ラテン語）に移した『哲学の原理・第三部。市民について』では、

『第一部』・『第二章』の第二節における「第一の法」と、第三節における「第二の法」と、次「第三章」の第一節における・実質上「第三の法」、第八～第二十五節に至る間に挙げられる・これも実質上「第四の法」から、「第十九の法」までであり、

c) 『市民について』に比してはるかに省察を深められた・アングリ一語（イギリス語）版『リヴァイアサン』では、

『第一部』・『第十四節』（全・三十一パラグラフ）の第四パラグラフ中の「第一の法」と次・第五パラグラフの「第二の法」、つづく「第十五章」の第一パラグラフにおける「第三の法」、および、第十六～第二十四パラグラフに示される「第四の法」～「第十一の法」、第二十五～第二十八パラグラフの・「第十二の法」～「第十五の法」、第二十九～第三十三パラグラフでの「第十五の法」から、「第十九の法」までであり、

d) イギリス語版を補正・整序した・ラテン語版『レヴィアトハアン』では、

『第一部』・『第十四章』の第四パラグラフに示された「第一の法」、次・第五パラグラフの「第二の法」、つぎの「第十五章」の第一パラグラフの「第三の法」、第十四～第二十九パラグラフの「第四の法」から、「第十九の法」までである。

3) 見られるとおり、四著作を通じて挙示される「自然が定めている法」は、ひとしく〈十九〉であり、各「法」の〈内容〉も、著作間にあって表現上の小異はあるものの、基本的には大同である。

4) ところで、このうち、「第一の法」と第二の法」とは、既に本稿で知られたとおり、——もっとも、『法の原理』と『市民について』とにあっては、論述の展開に少なからず整合性の欠如が見られるが——四著作を通じ「国

家」の「設立」による・「平和」の〈創出〉に人間を導いていく「指示」たる〈機能〉を果たすもの、と解しなくてはならないが、「第三の法」以下の計〈十七〉の「法」の〈機能〉ないし〈性格〉が、〈いかなるものであるのか〉、換言すれば、とりわけ『市民について』以降の著述にあって、「第一の法」と「第二の法」ととは別に、「章」を改めて、「第三の法」以下が示されていることの〈意味は、どこにあるのか〉、(『法の原理』においては、「第三の法」以下は、上記のとおり、二つの章に分けられて挙げられているが、しかし、この区分にはなんの理由もない)あるから、むしろ、「第一の法」と「第二の法」とを告げる先行章から、「第三の法」以下が一括して区分されている、と見るべきである)——この点を究明するのが、本・第X章の・窮極の課題である。

本稿・前出・「第I部」・「第I章」、26)、「第III章(つづき)」、II-A¹⁾に概言したところからすれば、上記〈十七〉の「自然が定めている法」は、「第一の法」と「第二の法」とに基づいて「設立」された「国家」を〈維持〉することによって「平和」を〈創出〉するための・人間にたいする「指示」である、と考えられるが、個々の「法」の〈内容〉の吟味によって、それを確証しなければならない。

5) ところで、その探究は、もとより、「第三の法」から始められなければならないが、この「第三の法」——その〈内容〉は、〈交された契約は、遵守されなくてはならず、すなわち、契約の内容は、履行されなければならぬ〉である——は、四著作を一貫して、「正義」(上記の〈遵守〉・〈履行〉が、「正義」である)の概念と不可分離である、とされている。

6) そこで、本章は、——もとより、しかるべき論述を経たのちにであるが、——〈なにゆえに〉、上記の〈遵守〉・〈履行〉が、「正義」である、と〈規定〉されるのか、また、ホブズにあっての・「正義」の概念は、〈いかなるも

1) 札幌大学「経済と経営」。第17卷、1号。1986年6月。35-36ページ。第17卷、4号、1986年3月。36-38ページ。

のであるのか〉の解明を、第一の主題とすることになる。

7) しかし、四著作に見られるとおり、ホブズの・「正義」の概念は、アリストテレスが「国家」を成立せしめる「徳」を論じた・通称『ニコマクホスに与うる倫理学』の『第五編 (E)』・「第二節」以下、最終「第十一節」にわたる (I. Bekker, 1130 · a ~ 1138 · b) ・「正義」についての所論にたいする〈批判〉によって、構成されたものである。(この間の消息は、ホブズの〈國家論〉の基盤である〈人間論〉(『法の原理』・『第一部』。『市民について』)に構成上先行する『哲学の原理・第二部。人間について』。および『リヴァイアサン』両語版の『第一部。人間について』) の・いずれも膨大な論述が、アリストテレスの・通称『政治学』の『第一編 (A)』・「第二節」に記された・「人間なるものは、自然本性によって (*φύσει* [プヒュセイ])、国家をつくる動物である」 (I. Bekker, 1253 · a) という規定中の・「自然本性によって」という見解の・「余りにも軽卒」であることにたいする〈反論〉として、構想されたのに、似ている。そして、その構想は、多分、ホブズが、古代ローマのキケロの『トゥースクルウム討論』、『よいものとわるいものとの窮屈にあるものについて』等を仲立ちに学んだエピクтуロス、古期ストア学派の教説から、さらに溯ってプラトーンの・「人間の自然本性」についての理論——それは、最も明確には、『法』の『第九編 (Θ)』 (G. Stallbaum, 874 · e ~ 875 · d) に示される——と、フラン西ス・ベイコンにおける「自然の解明」の「方法」とによって、立てられたもの、と考えることができよう)。

したがって、本章では、『ニコマクホスに与うる倫理学』における「正義」概念をも吟味することが、不可欠となるが、しかし、これについての・アリストテレスの論述は、——通称『自然学』における「時間」論(『第三編 (Γ)』、とくに「第一～第三節」 (I. Bekker, 200 · b ~ 201 · b), 『第四編 (Δ)』、「第十～第十四節」 (I. Bekker, 217 · b ~ 224 · a)) に似て、甚だしく混乱しているため、立論全体の明確化は、難事に属する。

もっとも、ホブズが〈批判〉の対象とするのは、そのうち、「等差比例」と

「等比比例」とをもって、二つの種類の「正義」概念を構築している所論であるが、ホブズならずとも、なにゆえに、数学上の「比例」を「正義」とするのかは、理解しがたいところである。

8) 数学上の「比例」は、一つの「同等性」であり、ある種の〈均衡〉である。

アリストテレスの師・プラトーンの・三十五編にのぼる対話篇のうち、とりわけ大部の著述は、『国政(Πολιτεία[ポリーテエイア])』(通称『国家』)²⁾と『法(Νόμοι [ノモイ])』との二篇のみであるが、『国政』の『第一編(A)』から『第四編(Δ)』に至る論述は(G. Stallbaum, 331 · d~445 · e), ひたすら、「正義」とはなにか、の追究を主題としたものであり、おそらく、それゆえに、『国政』には、「別名、正しさ[正義]について」なる副題

2) アダム・スミスもまた、聴講学生のノートによってのみ知られる・グラスゴウ大学での・二回にわたる法学講義([1] 1762年12月24日・金曜日から、1763年4月13日・水曜日まで。[2] 1766年。月・日・曜日は、不明)の・1763年3月28日・月曜日・講義の冒頭で、「…一国家における・あらゆる法の対象(the object of all laws in a state)は、第一に、公私のあらゆる部門にあっての司法(the administration of justice)であるか、第二に、国土の行政(the police of the country)であるか、第三に、国防(Arms), すなわち、国内の軍事力の状態、換言すれば、民兵と常備軍と、および、それらが統轄される仕方をも含み、かつ、それのもとに平和と戦争との諸法が考察されることになる事項たる国防であるか、である」とするのにつづいて、「さて、私たちは、これから、『行政』に移ろう」と述べたあと、「行政(Police)なる語は、イギリス語によって、フランス語から直接に借用されたものである。もっとも、この語は、起源からすれば、ギリシャ語の πολιτεία [sic] から派生しているが、この語は、治政(policy), 政治(politicks), すなわち、一つの政府が行う整備活動全般(the regulation of a government in general)を表示するものである」と規定しており、自ら用いている「国家(a state)」の語はとらない。(“*Lectures on Jurisprudence.*” Edited by R. L. Meek, D. D. Raphael, P. G. Stein. Oxford, 1978. The Clarendon Press. “*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith.*” V. i-viii ; 1-43 ; 1-610 pp. p. 331)。

を持つ codex ([コーデクス] 「稿本」ないし「写本」。最古のものは、四世紀成立) が、数種、残存する。

9) ところで、プラトーンは、「国家」を、なによりもまず〈経済社会〉、しかも、二千数百年後のアダム・スミス³⁾とひとしく、「時間」によって測られる「労働」の〈生産力の量的・質的進歩〉を齎す〈社会的分業〉の構造を持つ〈経済社会〉として、とらえるのであるが、その〈社会的分業論〉中の・ある〈理論〉が、「正義」概念の核心要素となるのである。

そして、その〈理論〉に立脚して、プラトーンは、「正義」は、「国家」の中にとひとしく、「各個人」の中にも、存在しなくてはならず、また、存在しうる、とし、その存在は、「国家」にあってはこれを構成する諸「要素」としての諸「徳」の、「各個人」あってはこれを形成する諸「要素」たる諸「能力」の・ある「調和」・「協和」・「和合」という・これまた一つの美学的〈均衡〉の中にある、と立論する。(これは、プラトーンが、「詩歌」・「音楽」に傾倒し造詣の深かったことと、無縁ではあるまい)。

この間の経緯を論述することも、本章の作業に属する。

10) しかし、ここにも生ずる〈反論〉は、〈なにゆえに〉、かかる・美学上の〈均衡〉が「正義」であるのか、である。

その消息を知る上に考慮しなければならないのは、プラトーンの・三十五の対話篇を含む全著述三十七の中のいすこにも、「権利」という語が現われていないこと、アリストテレスの・「国家」・「法」にかかわる諸著作にあって

3) スミスの・初期の・古代ギリシャの自然哲学、天文学、形而上学についての著述、芸術と詩にかんする述作、修辞学と言語とについての論作を始め、あらゆる著作・講義には、必ず、プラトーンの・上記・主著や他の著作への関説がある。また、カール・ハインリヒ・マルクスが、『資本』・『第一巻』・「分業と手工製造業」の・ある箇所で、脚注を付し原文を引用してまで、プラトーンの「社会的分業」論に注目していることは、周知の事柄である。ただし、引用された原文には、校訂の過誤があり、また、マルクスによる理解も、甚だ失当である。MEW., Bd. 23, S. 387~388

もまた、しかりである、ということである。

総じて、ヘルレーン語(ギリシャ語)には、「権利」という語が存在しない⁴⁾。とりわけ、古代ギリシャ人は、「立法者」が制定する「法」(<実定法>, <国家法>)の観念の圧倒性のゆえに、——「法」に依存する「権利」の観念⁵⁾は有したにせよ——、<自然法>にのみ基づくものとしての「権利」の概念を持つことができなかったように、思われる。(これは、ギリシャ人が、「社会」の観念は有したけれども、「社会」という語は持つことができず、「国家(ポリス)」なる語しか存在しなかったことと、不可分離の関係にあるものであろう)。

11) そこで、本章は、時代を下って、古代ローマのキケロが、プラトーンの『国政』と『法』とに倣って制作した『国政について』、『法について』、さらには、『T. A. ミロを弁護する陳述』、その他によって、「自然」が、「成文法」による「権利」に優越する「権利」(ホブズの言う「自然が定めている権利」ないしは「自然に基づく権利」(いわゆる<自然権>))を万人に「与える」という立論を、究明の対象としなければならない。

4) Buck, Carl Darling : "A Dictionary of selected synonyms in the principal Indo-European languages. A Contribution to the History of Ideas." Chicago UP Press. Chicago & Lond., [1949] 1988. i-xvii ; 1504 col. ; 11 p. Buckによれば、「法」(ラテン語の‘lēx’、現代フランス語の‘loi’、新イギリス語(現代イギリス語)の‘law’、新高地ドイツ語(現代ドイツ語)の‘Gesetz’)に相当する古代ギリシャ語・新(現代)ギリシャ語も‘νόμος’([ノモス])であり(col. 1421)、また、「権利」(ラテン語の‘iūs’([ユース])、現代フランス語の‘droit’、現代イギリス語の‘right’、現代ドイツ語の‘Recht’)に当る古代ギリシャ語も‘νόμος’であり、新現代ギリシャ語は、‘νομική’([ノミケー])ないし(‘νομικά’[ノミカ])である。(col. 1414)。

5) ‘νόμος’という名詞は、‘νέμειν’([ネメイン]。「分与スル」、「割り当テル」という動詞の類縁語であって(Buck, loc. cit.)、古代ギリシャ人は、「法」によって各自に「分与されたもの」・「割り当てられたもの」をのみ、各自の「権利」として観念したのであろう。

なぜなら、ホブズがラテン語で表わす「正義 (*iūstītia* [ユウースティツィア])」、「不正義 (*iniūstītia* [インユウースティツィア])」ないし「侵害 (*iniūria* [インユウーリア])」は、すべて、見るとおり、‘*iūs*’ ([ユウース]) 「権利」。
sg. gen. ‘*iūris*’ ([ユウーウリス].), pl. ‘*iūra*’ ([ユウーウラ]), 「諸権利」、ないし「権利一般」の概念に基づくものであり、

そして、「権利」を〈相手方〉に「移譲」したにも拘らず、なお、〈相手方〉が「保有」すべき「権利」を〈当方〉が「留保」し「保持」しつづける、という「背理」が、「不正義」であり「侵害」であって、

かかる「背理」は、「権利」の「移譲」の「契約」が、〈当方〉と〈相手方〉との間で「交される」場合にのみ、生じうるのであり、

したがって、「権利」の「移譲」を〈内容〉とする「契約」が「両当事者」間で「交された」場合に、かかる「契約」を「遵守」しないこと、「契約」の〈内容〉を「履行」しないことが、相手方「当事者」にたいする「不正義」・「侵害」であり、それゆえ、上記を「遵守」し「履行」することが、「正義」であるからである。

12) 本章では、まず、「国家」を「設立」するさいの「指示」の一つである・「自然が定めている・第二の法」を想起して、「契約」の概念に進み、連繫四著作の成立順序にしたがって、「契約」についての所論の進展を辿るところから、叙述を始めることとする。

13) ホブズと、古代ギリシャ、ローマの社会科学者との間にある・〈人間〉観、〈自然〉観、〈国家〉観、〈法〉観をめぐる〈牽引〉と〈反発〉との関係については、ヨーロッパのホブズ学界にあっても、いまだ研究対象として自覚されていないけれども、近代社会科学の創設者たるホブズについてこの間の経緯を解明することは、必須の課題である、と考える。

II) 本稿で分析の対象とする・ホブズの連繫四著作と、使用テクスト。

1) 『法の原理』(『自然に基づく法と、国家に基づく法との原理』)

使用テクストは、*“The Elements of Law, Natural and Politic. By Thomas Hobbes. Edited with a Preface and Critical Notes by Ferdinand Tönnies. Second edition. [New Impression, 1984]. With a new Introduction by M. M. Goldsmith, Professor of Political Theory, University of Exeter.”* Frank Cass. London, Totowa, N. J. [U. S. A.], 1969. v–xvi ; 226 pp. [以下、EoL と略記。出典は、EoL, p. ないし pp. で示す]。

2) “Elementorum Philosophiae Séctio Tertia, Dē Cīve.” (『哲学の諸原理の第三部。市民について』)。1642, Paris.

使用テクストは、a) Hobbes, Thomas : “DĒ CĪVE. The Latin Version entitled in the first edition ELEMENTORUM PHILOSOPHIE SÉCTIO TERTIA DĒ CĪVE and in later editions ELEMENTA PHILOSOPHICA dē CĪVE. A critical edition by Howard Warrender. Oxford, The Clarendon Press. 1983. v–xiv ; plate I–IV ; 1–67 ; 71–336 pp. [以下、DC・L と略記。出典は、DC・LW, p. ないし pp. で示す]。

b) Hobbes : “Ópera Philosophica quæ latínē scripsit Ómnia. Stúdiō et labōre Gulielmi (William) Molesworth”. Vol. I–V., London, 1839–1845. (『ラテン語著述哲学著作全集』)。この写真複刻版, Scientia Verlag, Aalen, Second Reprint, 1966. Vol. II. pp. 155–432. (pp. 1 – 154 は、『哲学の諸原理の第二部。人間について』 (“Séctio Sécunda, Dē Hómine.”) を所収)。[DC・L と略記。出典は、DC・LO, p. ないし pp. で示す]。

3) “Leviathan, or The Matter, Forme, & Power of a Common-wealth Ecclesiasticall and Civill.” (『リヴィアイアサン。別名、教会国家と市民

国家との素材、形態、および力』)。London, 1651.

使用テクストは、この著作の・多くの偽版中から真正初版を調査して編集・刊行した・アメリカの社会学者マクファースン刊本・“*Leviathan. Edited with an Introduction by C. B. Macpherson.*” Penguin Books, Pelican Classics. (Reprinted 1978. New York. 9-70, pp. 71-728) [Lev・Eと略記。出典は、Lev・E, p.ないしE. pp.で示す]。

4) “*Leviathan, sive dē Māteriā, Fōrmā et Potestāte Civitātis Ecclēsiāsticæ et Civilis.*”(上記・3)の『リヴァイアサン』の・ホブズ自身の手になるラテン語版(訳ではない)。Amsterdam, 1667.

使用テクストは、上記・2)のVol. III. viii, pp. 4-569. [Lev・Lと略記。出典は、Lev・L, p.ないしpp.で示す]。

プラトーン、アリストテレス、キケロの諸著作の使用テクストは、その都度、挙示する。

III) 訳語の修正について。 1) 本稿では、これまで, ‘natural law’ および ‘lēx nātūrālis’ を、「自然にしたがう法」と訳し, ‘law of nature’ および ‘lēx nātūrōe’ を「自然に基づく法」と訳してきた。

2) しかし, ‘natural’ が由来する ‘nātūrālis’ ((m), (f); -le (n)) の「後綴り」の ‘-lis (m), (f); -le(n)’ は、十六の意味を有するが⁶⁾、この語の場合には、〈原因〉を意味する、と考えるべきであるので、本稿では、以後、前者の語を「自然に基づく法」と訳す。

6) Kühner, Raphael, Friedrich Holzweissig, Carl Stegmann: „Ausführliche Grammatik der lateinischen Sprache.“ II Teile, 3 Bde. [Teil I. I-XVI; 1-1127 S. Teil II., Bd. 1. I-XV; 1-828 S. Teil II., Bd. 2. I-IX; 1-738 S.] [2. Aufl. 1912, 1914] 1982, Hannover. Verlag Hahnsche Buchhandlung. Teil I. S. 623, Anm. 2.

また, ‘of nature’ ないし ‘nātūrœ’ は, cāsus genetīvus ([カーアスウス・ゲネティイイウス)。「造出格」。通称・「所有格」。「第二格」)であり, この「格」には, ラテン語で, 六つの用法があるが⁷⁾, (ギリシャ語では, 十)⁸⁾, ここでは, そのうち, ラテン語で ‘genetīvus auctōris’(「造出者ヲ示ス所有格」)と呼ばれるもの (ギリシャ語でも, 「創設者オヨビ原因ヲ示ス所有格」。たとえば, ‘νόμος Σόλωνος’ ([ノモス・ソローノス]。「ソローンが制定した法」)である, と解すべきであるから, 本稿では, 以後, 後者の語を, 「自然が定めている法」と訳す。

さらに理由を加えれば, EoL, DC・L では, 前述の・十九の「自然が定めている法」が, それらを挙示した・それぞれの章につぐ章で, ‘divine laws’, ‘lēx dīuīna’ ([レーカス・ディーウィーイナ]), 「神が定めている法」である, と規定されている⁹⁾ので, これに合致させるのが至当である, と考えられるからである。

なお, 本稿中, ホブズのテクストからの引用文中に, 片仮名で表示した部分は, すべて, テクスト原文にあってイタリック体で印刷されている箇所である。

7) op. cit. Teil II., Bd. 1. S. 209~213.

8) Kühner, Raphael, Friedrich Blass, Bernhard Gerth : „Ausführliche Grammatik der griechischen Sprache.“ II Teile, 4 Bde. [Teil I., Bd. 1. I—XXIII ; 1—645 S. Teil I., Bd. 2. I—XI ; 1—652 S. Teil II., Bd. 1. I—XI ; 1—660 S. Teil II., Bd. 2. I—XI ; 1—714 S.] [1898], 1978, 1983, Hannover. Verlag Hahnsche Buchhandlung. Teil II. Bd. 1. S. 332—333.

9) この規定の根拠は, ——「自然が定めている法」は, 「自然に基づく理性」の「命令」であるが, この「理性」の「創造者」は, 「全能なる神」である (EoL. 『第一部』・「第十八章」・第一節。p. 95), したがって, 「理性それ自体が, 自然が定メテイル法デアル」のであり, そして, 「理性」は「直接に神から発し, 各人誰しもに, 自らの行為の指針として, 分与されている」 (DC・L 『第一部』・「第四章」・第一節。p. 122), —— いうところにある。この思考は, キケロから学ばれたもの, と見ることができる。

I — A

1) a) EoLは、すでに本稿・第I部・第III章・I—A～I—D¹⁾で分析したように、編者フェルディナント・テニエスによって施された「部・章配列」と与えられた「章題」(合して THE ORDER)²⁾とにしたがう「第I部・第十四章 全くの自然のままの人間の身の上について——自然の状態と自然が定めている権利とについて」の中で、第一節から第十一節にわたり、「上記の・自然に基づく自由の中にいる人間の状態は、戦争の状態である」(第十一節)³⁾ことの諸根拠を、挙示したのち、

b) しかし、この・「戦争」という「状態」は、「推理する能力たる理性」から見れば、その「状態」の諸根拠の〈基本にある根拠〉、すなわち、「各人が、自然に基づく必然によって、自分自身にとっての・よいものを欲望することにたいし、逆に「矛盾」である、とし(第十二節、第十三節)⁴⁾、

c) 最終・第十四節にあって、「各人」をかかる「戦争の状態」という「矛盾」から脱出せしめ、すなわち、「平和」に「到達し」・「平和」を「獲得する」ことを得さしめるために、「推理する能力たる理性」が「各人」にたいして発する〈命令〉を、つぎのように記している。

「第十四節。しかしながら、人間がそなえている・身体の力と、および、そのほかの・自然が与えてくれた能力との上での・人間の平等からするならば、人が敵対と戦争との状態に留まっている間は、なんひとといえども、自分自身を保存することを長期にわたって当人に保証するのに充分な実力を持ってはいない、と考えられるのであるから、したがって、推理する能力たる理性 (reason) は、各人に向かい、当人自身にとっての・よいものを目指

1) 札幌大学「経済と経営」。第十七巻。3号。1987年1月。27-51ページ。

2) EoL, xiv

3) EoL, p. 73

4) EoL, pp. 73-74

して、平和に到達する希望が存在する限りは、平和を追い求めることを、命じており(dictateth)，また、そうした平和が獲得されない相手にたいして自分自身を防衛するために、当人が確保しうる・あらゆる援助によって自身の力を強めることを、命じており、そして、上記・二つの事柄に必ず資することになる手段ことごとくをとることを、命じているのである⁵⁾。

d) この〈命令〉は、DC・Lに至ると、のちに見るとおり、「自然が定めている・第一の・基本となる法」と名づけられ、さらに Lev・E, Lev・Lにあつては、「推理する能力たる理性の教え、ないしは、理性の・万人にたいする指針」と呼ばれて、「この指針の・第一の部分が、自然が定めている・第一の・基本となる法を、含む」とされるものである。

したがって、EoLの・この箇所に語られる「理性」の〈命令〉のうち、前半の「平和を追い求めることを、命じており」は、「自然が定めている法」の・いわば〈第一〉のもの、と見ることが許されよう。

2) ついで、次「第十五章 全くの自然のままの人間の身の上について——贈恵と契約とによる・自然に基づく権利の・わが身からの引き離しについて」の第一節では、

a) i) 「万人が到達したいと欲望している事柄、とりもなおさず、自分自身にとっての・よいもの、に至る道は」、「矛盾」を見出しそれゆえ「矛盾」を犯すことのありえない「能力」たる「理性による推理の成果である」と、

ii) および、「万人は、この道へ導かれ押し進められようという意志* の点で、合致する」こととを根拠にして、(*この「意志」(the will)は、「情念」、とりわけ「欲求」・「欲望」と解すべきである。なぜなら、EoLの『第一部』・「第十二章 人間の行為は、諸情念から、秤量を経て、どのようにして生じてくるか」の第一節、第二節で、ある「欲求」という「情念」を「原動力」と

5) EoL, p. 74

する「行為」の〈結果〉の〈予想〉に伴う「損害」の「抱像」から生ずる「恐怖」という「情念」、すなわち、上記の「行為」を「抑止」する「情念」と、しかし、「恐怖」の「情念」による・その「行為」の〈回避〉の〈結果〉の〈予想〉に伴う「損害」の「抱像」から生じてくる・同一「行為」への「新しい欲求」という「情念」と、再び、上述のようにして抱かれる「新しい恐怖」という「情念」との「交替する連続」である「秤量 (deliberation. 原意は、「*秤リニカケルコト*」)」のさいの「最終の欲求 (the last appetite)」および「最終の恐怖 (the last fear)」が、「意志 (WILL)」と呼ばれる、と立論されているからである (EoL, pp. 61–62。この・「意志」概念の規定は、DH·L, Lev·E, Lev·Lにおけるそれと、基本的には同一である),

iii) 「推理する能力たる理性は、情念に劣らず、人間の自然本性 (the nature of man) であり、万人にあって同一である」⁶⁾ とされた上で,

b) 前出・1), c) の・「理性」の〈命令〉が、「自然が定めている法」と言い換えられ、そして、同じく 1), c) に見た・「理性」の・〈二つ〉の〈命令〉の要旨が、「自然が定めている法の教え」として、再記される。

「それゆえ、推理する能力たる理性が定めている法以外に、自然が定めている法 (law of nature) は存在しないし、すなわち、平和が獲得されることが許される場合には、平和に到達する道 (the ways of peace) を、また、平和が獲得されることが許されない場合には、防衛の道を ([the ways] of defence), 私たちに明示する教え以外に、自然に基づく法 (NATURAL LAW) は存在しない」⁷⁾。

c) i) しかしながら、「推理する能力たる理性」によってみれば、この・〈二つ〉の「道」のうち、「防衛の道」は、所詮、〈戦争の道〉であり、依然として「矛盾」であり、「各人」にとっての「よいもの」に至る・窮極の道では、

6) EoL, p. 75

7) EoL, loc. cit.

ありえない。「矛盾」ならざる・窮極の道は、「平和に到達する道」のみである。

ii) なればこそ、次・第二節の冒頭に、その「平和に到達する道」を「明示する」「自然が定めている法」の「一つ」が、つぎのように掲げられるのである。

「第二節。それゆえ、自然が定めている法の・一つの教えは、つぎのもの、すなわち、各人ハ、自然ニ基ヅイテ自分が万事ニタイシテ持ッテイル権利(*the right he hath to all things by nature*)を、[第三者ニ向かッテ] ワガ身カラ引き離セ (*divest himself of*) トイウコト、である⁸⁾。

d) この「自然が定めている法の・一つの教え」は、記述の上では〈第一の法〉にあたるものであるが、前記・1), d) からすれば、いわば〈第二の法〉と見るべきである。

I —— B

1) EoLの・この「第十五章」は、前掲・章題に見るとおり、次・第三節から最終・第十八節までにわたり、上記の「自然が定めている法」の・いわば〈第二〉のものの〈内容〉、すなわち、「各人」が、「万事にたいして持っている」・「自然に基づく権利」を「わが身から引き離す」〈仕方〉について、論述している。

(ただし、——この点は、Lev・E, Lev・Lに至っても変わらないのであるが——、上記の「権利」を「わが身から引き離す」〈仕方〉と言っても、この箇所で述べられるのは、「平和に到達する」ために、いわば〈同次元〉にある「各人」が、〈異次元〉ないし〈高次元〉にある〈第三者〉に向かって、「自分の持っている・万事にたいする権利」を「わが身から引き離す」〈仕方〉ではないのであって、〈同次元〉にある「各人」の間で、「引き離す」〈仕方〉にす

8) EoL, loc. cit.

ぎないのである。

しかし、この〈仕方〉によつては、「各人」が「平和に到達する」ことは、
できない。

といふのは。ボブズは、上記の〈仕方〉として、「各人」が「持つてゐる・
万事にたいする権利」の・1)「放擲」ないし「放棄」、2)「移譲」、a)「贈
与」と、b)「相互賦与」すなわち「約定」（「約定」の〈内容〉を「履行」す
る様態の一つが、「契約」ないし「協約」である）とを、挙げる。

しかし、まず、「各人」が「万事にたいする権利」を「放擲」・「放棄」する
ことは、「戦争の状態」の消滅といふ。「各人にとつての・よいもの」を齎す
とはいひ、その「よいもの」は、実は〈わるいもの〉であつて、「平和」が意
味する・真実の「よいもの」が〈創造〉されることを、「放擲」・「放棄」は、
なんら保証しえないのである。なぜなら、真実の「よいもの」としての「平
和」の「獲得」のためには、「各人」が「自然が定めている必然」によって与
えられている「万事にたいする権利」は、「放擲」・「放棄」されえないであつ
て、「各人」とは〈異次元〉の〈第三者〉に、「移譲」されて、「国家」・「政治
体」が「設立」されなくてはならないからである。

つぎに、「贈与」が、互いに〈同次元〉にある「各人」から「他人」にたい
して行われる、とする立論は、全くの無意味である。

なぜなら。「贈与」されるものが、「万事にたいする権利」である以上、「贈
与」は、〈贈与者〉にとつての・「よいもの」のことごとくが、〈被贈与者〉に
〈移行〉することであり、それゆえ、〈贈与者〉が、「自分の保存に資する事柄」
すべてを、したがつて、自らの「生命」をも、失うことを意味し、他方、〈被
贈与者〉の間には、依然、「戦争の状態」が存続するからであり、

さらにまた、「贈与」する者が「各人」であることは、「各人」が、〈贈与者〉
であると同時に〈被贈与者〉であることにはかならず、すなわち、「贈与」は
行われえない、ということであるからである。

加えて、「万事にたいする権利」の・「各人」間での「相互賦与」である「約

定」は、言うまでもなく、「各人」の間に「戦争の状態」が持続する以外のなものでもないからである。

このようにして、ホブズは、「各人」が、「自分の持っている・万事にたいする権利」を「わが身から引き離す」〈仕方〉を論ずる時、再言すれば、当然、〈同次元〉にある「各人」が、〈異次元〉にある〈第三者〉に向かって「わが身から引き離す」・その〈仕方〉を語るべきであったにも拘らず、ともに〈同次元〉にある「各人」が、〈他人〉にたいし、ないしは、〈相互に他人にたいして〉、「わが身から引き離す」〈仕方〉を記したことは、ホブズの犯した・大きな論理的誤謬と言わざるをえない。

そして、その誤謬から、少なからぬ・理論構成上の難点が生ずることは、のちに次第に指摘するとおりである)。

しかしながら、のちに見ることになるが、繰り返せば、上述の〈仕方〉のうち、「約定」の〈内容〉を「履行」する・ある様態が、「契約」・「協約」であり、そして——「各人」は、自分が交した「契約」・「協約」の〈内容〉を「履行」しなくてはならぬ——が、「自然が定めている法」の一つとされ、この「法」にしたがうこと、すなわち——「契約」・「協約」の〈内容〉を「履行」すること——が「正義」である、と規定されているのであるから、この「正義」概念の規定の〈論理的根拠〉を知るためにも、また、その〈内容〉を「履行」することが「正義」である、とされる・そうした「契約」・「協約」は、いったい、〈いかなる性格のものであるか〉を明らかにするためにも、「万事にたいする権利」を「わが身から引き離す」〈仕方〉についての・ホブズの論述を、辿っておくことが、必要である。

2) 前掲の・「第十五章」・第二節に挙示された・「自然が定めている法」の・いわば〈第二〉——「各人ハ、自然ニ基ヅイテ自分ガ万事ニタイシテ持ッティル権利ヲ、ワガ身カラ引キ離セ」——をうけて、

a) 第三節は、「総じて人が、自分の権利をわが身から引き離し取り除く場合、人は、自分の権利を、無条件に放擲する (simply relinquisheth it) か、

ないしは、自分の権利を、他人に移譲する(transferreth the same to another man)か、そのいずれかである」¹⁾として、「引き離し」の・〈二つ〉の〈仕方〉を挙示するところから、始まる。

b) そこで、まず分析しなければならないのは、——〈なにゆえに〉、「引き離す」〈仕方〉が、上記の〈二つ〉——「万事にたいする権利」の「放擲」(DC·L; Lev·E, Lev·Lでは、のちに見るとおり、「放棄」としている)と、「他人」への「移譲」——であるのか、それの〈根拠〉である。

3) 第一に。想起すれば、「各人が持っている・万事にたいする権利」という概念は、EoLの「第一部・第十四章」(章題は、前出)の第六節、および、第十節にあって、以下に見ていくように、次第に論理を変じながら、規定されていったものである。

a) すなわち、まず、第六節。「さて、自然が定めている必然(necessity of nature)は、人間に、自分ニトッテノ・ヨイモノ (*bónum sibi* [ボヌウム・スイビ])、すなわち、自分自身にとっての・よいもの(good for themselves)を、意志させ欲望させる(maketh to will and desire)ものであり；自分自身に害を与える(hurtful)ものから逃避させる([maketh] to avoid)ものであるから(forasmuch as)，しかも、とりわけて、自然にとっての・おそるべき敵、すなわち、死から逃避させるものであるから、なぜなら、私たちが死から予想するのは、あらゆる力の喪失と、また、喪失するさいの・この上なく激しい・身体上の苦痛との双方であるからである、したがって、総じて人間が、死と苦痛との双方から、自分自身の身体と四肢とを保存する(preserve)ために、力の及ぶ限りの・あらゆること(all he can)を行う(doth)のは、理性にそむいていることではない(not against reason)のである。そして、理性にそむいていることではない事柄が、私たち自身の・自然に基づいている力と能力と(our own natural power and ability)を使用すること(using)に

1) EoL, p. 75

たいする権利 (Right), ないしは権利 (*jus* [ユウーウス]), あるいは, 非難されることがない (blameless) 自由 (liberty), と呼ばれる。それゆえ, 各人 (every man) は, 自分がそなえている・あらゆる力 (all power) をふるって, 自分自身の生命 (life) と四肢とを保存することを許されている, ということが, 一つの・自然が定メテイル権利 (a right of nature) である²⁾。

i) ア) すなわち。「各人」の内部に働いている「自然が定めている必然」は, まず, 「各人」に, 「自分ニトッテノ・ヨイモノ」, とりわけ, 「自分自身の生命と四肢」の「保存」という「ヨイモノ」を「欲望」(「欲求」)させ, これの〈獲得〉を「意志」³⁾させずにはおかないのであり, 逆に, 「自分自身の生命と四肢」の「喪失」・「死」, すなわち, 「自分ニトッテノ・〈ワルイモノ〉」を, 〈嫌悪〉・〈恐怖〉させ, これらから「逃避」する「意志」を抱かせすにはいない。

イ) ところで, この・〈二種類〉の「意志」は, それらが「自然が定めている必然」から生じたものであるゆえに, 〈二種類〉の〈行為〉, ——すなわち, 「各人」の「自分自身の生命と四肢」との「保存」を〈獲得〉する〈行為〉と, それらの「喪失」・「死」から「逃避」する〈行為〉——とへ, 「各人」を駆り立てる〈原動力〉である。

ウ) そして, その・〈二種類〉の〈行為〉は, ——上記の・〈二種類〉の「意志」〈から発する行為〉であるが, その「意志」は, 再び言えば, 「自然が定めている必然」から生まれたものであるから, ——それぞれの「意志」の〈対象〉(「各人」の〈目的〉)であるもの——「自分自身の生命と四肢」との「保存」の〈獲得〉と, 「喪失」・「死」からの「逃避」——へ向かって, 「各人」「自身の・自然に基づいている力と能力」との「及ぶ限りの・あらゆることを行う」ことであらざるをえない。

2) EoL, p. 71

3) cf. *supra*, I —— A, 2), a), ii)

エ) しかしながら、後者の「意志」の〈対象〉（「各人」の〈目的〉）が、前者の「意志」の〈対象〉に帰着することは、言うまでもない。

ii) ところで、「自然が定めている必然」から生じた・前者の「意志」の〈対象〉（「各人」の〈目的〉）——「自分自身の生命と四肢」との「保存」の〈獲得〉——にたいして〈適合性〉を有する〈手段〉を「各人」に〈推理〉させる・「自然」が与えている能力、ないし、「人間の自然本性」⁴⁾が、「理性」である。

iii) そして、上記の・〈適合性〉を有する〈手段〉として「各人」が「自然本性」たる「理性」によって〈推理〉した〈行為〉が、再言すれば、「自分自身の生命と四肢との「保存」を〈獲得〉するために、「各人」「自身の・自然に基づいている力と能力」との「及ぶ限り・あらゆることを行う」ことである。

iv) ア) それゆえ、この・「…あらゆることを行う」ことは、「理性にそむいていることではない」のであり、

い) 「人間の自然本性」たる「理性」に「そむいていることではない」・上記の「あらゆることを行う」ことが、「一つの・自然が定メテイル権利」であり、「非難されることがない自由」なのである。

б) つぎに、第十節では、

ア) 上述の・第六節での論理のうち、〈二種類〉の「意志」は、「各人の・生命の保存」と「それに資することがありうるもの」の〈獲得〉への「意志」として〈单一化〉され、

イ) そして；この「意志」が、〈あらゆる事柄〉を、〈あらゆる人〉に向かって、「行う」ことの〈原動力〉、および、「各人」の〈能力〉の及ぶ「あらゆる物」を「所有、使用、享受」することの〈原動力〉であり、

ウ) かつ、かかる「意志」の〈対象〉である「あらゆる事と物」とは、「各

4) *cf. supra, I* —— A, 1), c) ; 2), a), iii)

人」が「それを意志するゆえに」、「各人自身の判断」(すなわち、「各人の・生命の保存」に「資するこざがりうるもの」; 換言すれば、「各人の・生命の保存」の〈獲得〉という〈目的〉にとって〈適合性〉を有するものであると、「各人」の「理性」によって〈推理〉された最終命題としての「判断」)の中で、「各人にとっての・よいもの」である。

ii) ア) したがって、「あらゆる事と物」とは、「各人」によって、「正当に」「行われることことを許されている」、のであり、

イ) そのことが——「各人」は、「自然に基づいて」、「万事にたいする権利を、持っている」と規定されるのである。

iii) 上記の論理に立って、こう言われる。

「各人は、自然に基づいて (by nature), 万事にたいする権利 (right to all things) を、持っている。言い換れば、各人は、身分が欲する (listeth) 事柄を、それがたとえどのような事柄であれ (whatsoever), 自分が欲する人に向かって (to whom he listeth), 行う (do) 権利を持っており、自分が所有し使用し享受しようと意志し (will), また、所有し使用し享受することができる (can) ・あらゆる物 (all things) を、所有し使用し享受する (to possess, use, and enjoy) 権利を持っているのである。なぜなら、各人が意志する (willeth) ・あらゆる事と物とは (all things), 各人がそれを意志するゆえに、各人自身の判断 (his own judgment) の中では、各人にとっての・よいもの (good unto him) でなくてはならないし、また、いつの時にか、各人の・生命の保存 (his preservation) に資すこざがりうるものであり、ないしは、資すると、各人は判断してよいのであって、すなわち、私たちは、[本・第十四章 先行・] 第八節で、各人を、その点についての判定者としたのであって、それゆえ、帰結するのは、あらゆる事と物と (all things) が、各人によつて、もとより正当に (rightly) 行われる (be done) ことを許されている、ということであるからである。そして、この理由で、つぎのように言われるには、正当である。自然ハ、万事ヲ、万人ニ、与エテイル (*Natūra dedit ómnia*

ōmnibus. [ナートゥーウラ・デディト・オムニア・オムニブウスス])。自然是、あらゆる事と物とを (all things), あらゆる人間に (to all men) に, 与えている (hath given)」⁵⁾。

4) a) i) さて、「各人」の「自分自身の生命と四肢と」の「保存」を〈獲得〉することを〈対象〉とする「意志」に発して、「自身の・自然に基づいている力と能力」との「及ぶ限りの・あらゆることを行う」ことにたいする「自然が定めている権利」(第六節), 「各人」の「意志」の〈対象〉である「各人の・生命の保存」に「資することがありうる」「あらゆる事と物」とを, 〈あらゆる人〉に向かって, 〈あらゆる様態〉において, 「行う」ことにたいする・「自然に基づいて」いる「権利」(第十節) が,

ii) 既に知ったとおり, 「各人」の「生命と四肢」との「喪失」すなわち「死」を必然に結果する, という「矛盾」をとらえた「推理する能力たる理性」の「教え」である「自然が定めている法」は,

iii) 「各人」が, 上記の「自然に基づいて持っている・万事にたいする権利」を, 「わが身から引き離せ」と〈命じている〉のであった。

b) i) 上述の「矛盾」は, 「各人」が, 「自然が定めている権利」として, 一言でいえば, 前記の「万事」・「あらゆる事と物と」を「行う」ところから, 発する以外のものではない。

ii) とすれば, 「各人」が, 「自然が定めている必然」によって, 各自の「生命の保存」を, 「矛盾」すなわち「戦争の状態」に陥ることなく, 〈獲得〉し うるためには, すなわち, 〈平和の状態〉を創出しうるためには,

iii) 「自然が定めている権利」がそれにたいする「権利」であるもの, ——すなわち, 「正当に」「許されている」・「万事」・「あらゆる事と物と」を「行う」こと——を, 自身から〈排除〉しなければならない。

c) しかしながら, この・「行う」ことは, 「権利」であり, 「自由」のことであったし, 「自由」とは, (Lev·E に至って初めて規定されるのであるが),

5) EoL, p. 72

「外部にある障礙が、遠くに離れていること」であるから、上記の「行う」ことの〈排除〉は、「外部にある障碍」によるものではありえないのであって、「各人」が、自身の〈内部にあるものによって〉、自身から〈排除〉することではなくてはならない。

5) ところで、こうした・「行う」ことの〈排除〉、すなわち、〈行わない〉こと・〈不作為〉は、「各人」相互によって、「万事」の〈不作為〉として〈理解〉されるのでなくては、——「各人」は、依然として、相互の間に、「戦争の状態」の根本原因たる「万事を行う」ことが持続しているもの、と見るのであるから、——〈平和の状態〉は創出されえない。

a) i) しかし、「万事」の〈不作為〉は、〈不作為〉として〈理解〉されるためには、まず、「各人」相互の〈外部感覚作用〉によって受容されうるものでなくてはならない。

ii) だが、総じて、他人の〈外部感覚作用〉によって受容され（〈表示〉され）、それを通じて〈内容〉（〈意味〉）が〈理解〉されるのは、〈音声言語〉、〈文字言語〉、〈表情〉、〈眼語〉、〈身振り〉、そして〈行動・行為〉（「行う」こと）である。

〈ある事柄〉を〈行わない〉こと・〈不作為〉は、それと対比をなす〈ある事柄〉を「行う」こと・〈作為〉との対比において以外には、他人の〈外部感覚作用〉によって受容されることなく、その〈内容〉が〈理解〉されることもない。

まして、「万事」の〈不作為〉にいたっては、なおのことである。

6) i) ところが、EoLの『第一部』・『第十二章』（本稿・前出・I —— A, 2), a), ii))の第三節には、こう立論されている。「意志に発する（Voluntary）行為（actions. 「作為」）と、意志に発する不作為（omissions. 〈行わないこと〉）とは、意志（the will）の中に、原動力（beginning）を持つところのものである」⁶⁾。

6) EoL, p. 62

ii) そして、本稿・前出のように（第二節）、「秤量のさいの・最終の欲求と、最終の恐怖とが、意志である」のであったが、「最終の欲求が、行おうとする意志（will to do）であり、最終の恐怖が、行うまいとする意志（will not to do），ないしは、行わないでおこうとする意志（「不作為」の「意志」。will to omit）である」⁷⁾、とされている。

iii) してみれば、「万事」の「不作為」は、上記のうち、後者の「意志」を「原動力」とするものである。

iv) それゆえ、もし、この「意志」が、「各人」相互の間で、〈外部感覚作用〉によって受容され、「意志」の〈内容〉が〈理解〉されたことができたとするならば、「戦争の状態」の根本原因たる・「各人」の「万事にたいする権利」は、「各人」の〈内部〉にあるものとしての「意志」によって、各人自身から〈排除〉されうるであろう。

7) けれども、言うまでもなく、総じて「意志」は、各人の〈内部〉にあるものであるから、「各人」相互の間で〈外部感覚作用〉によって受容されることはないし、その「意志」の〈内容〉も〈理解〉されることはできない。

8) しかしながら、「万事」の「不作為」の「意志」も、さきに挙げた〈音声言語〉、〈文字言語〉、〈表情〉、〈眼語〉、〈身振り〉、〈行動・行為〉という〈表示媒体〉を通じて、〈表明〉されることはできる。

9) それゆえ、「各人」が、「自然が定めている必然」によって、〈平和の状態〉を創出しうるためには、

i) 自らの〈内部〉にある・「万事」の「不作為」の「意志」を「原動力」として、「万事」を「行う」ことを、自身から〈排除〉すると同時に、

ii) 「万事」の「不作為」の・その「意志」が、相互の〈外部感覚作用〉によって〈完全に〉受容されることができ、かつ、その「意志」の〈内容〉が相互に〈完全に〉〈理解〉されうるような〈表示媒体〉を通じて、

7) EoL, loc. cit.

iii) 上記の「意志」を相互に〈表明〉する以外に、〈仕方〉は存在しないことになる。

10) 以上・4)～9)までに述べたところを、「各人」が、「万事」を「行う」ことを、自身から〈排除〉する「意志」の〈表明〉の〈理論〉と呼ぶことにする。

11) i) そして、こうした〈理論〉による・「意志」の・〈充全な表示媒体〉を通じた・〈自分以外の・不特定な各人すべて〉にたいする〈表明〉が、あの「万事にたいする権利」の「放擲」・「放棄」であり、

ii) 〈特定の個人〉にたいする〈表明〉が、上記の「権利」の「移譲」である⁸⁾。

12) しかし、「万事にたいする権利」を「わが身から引き離す」〈仕方〉は、その「権利」の「移譲」、ただ〈一つ〉であるべきである。

i) なぜなら、「万事にたいする権利」は、それが「自然が定めている必然」に基づくゆえに、「放擲」・「放棄」されえないものであるからである。

ii) また、「万事」は、それが「各人」に属するゆえに、〈分割不可能〉であるところから、「万事にたいする権利」が、「移譲」されていくのは、「各人」自身以外に存在する・〈一種類〉のみの「人間」、すなわち、上記の〈特定の個人〉に、でなくてはならない。

13) だが、EoLの『第一部』・『第十四章』の第三節で、つづいて記されるのは、この・〈二つ〉の〈仕方〉それぞれの〈規定〉である。

a) 「自分の権利を放擲するとは、自分が、以前には、その権利に基づいて正当に (of right) 行うことを許されていた・当の行為を、もはやしないこと (no more to do) が、自分の意志 (his will) である、ということを、充全な

8) 「放擲」・「放棄」の場合の・「意志」の〈表明〉が、〈不特定の各人すべて〉に向かって行われ、「移譲」の場合の・「意志」の〈表明〉が、〈特定の個人〉にたいして行われるものであることについては、*cf. infra, I — B, 4), seqq.*

表示媒体 (sufficient signs) によって、表明すること (to declare) である」⁹⁾。

b) 上記の〈規定〉が「意志」の「表明」の〈理論〉に基づいていることは、もはや明らかであり（本稿・前出・I——B, 4) ~ 9)), 再論する必要はない。

14) しかしながら、「万事にたいする権利」の「放擲」についての・この〈規定〉には、一つの・大きな欠陥がある。

a) その欠陥とは、「放擲」の「意志」の「表明」が、〈誰にたいする〉「表明」であるか、という〈要素〉が欠如していることである。

b) なぜなら、この「表明」が〈誰にたいする〉「表明」であるか、が示されてこそ、それが、「権利」の「放擲」であるか否かが、決定されうるからである。

c) というのは、この〈要素〉が欠落していれば、「権利」の「放擲」と、（贈与）・（約定）を含む「移譲」との間を、区分することができなくなるからである。

15) けれども、もし、上記の「権利」の「移譲」の方について、この〈要素〉が示されており、「意志」の「表明」の対象が、なにであるのかが語られているならば、「権利」の「放擲」についての・あの・「意志」の「表明」の・欠落している〈要素〉を、知ることができるはずである。

a) EoLは、前出「第十五章」の第三節で、上記の「権利」の「放擲」という〈仕方〉を〈規定〉したのにつづいて、「移譲」という〈仕方〉を、つぎのように〈規定〉している。

i) 「権利を、他人に移譲するとは、その権利を受領する (accepting) 相手方に向かい (to that other), 自分がその権利を移譲する以前には、[当方の・当該権利の享受・行使に介入する相手方に] 抵抗し、ないしは、妨害することにたいして自分が持っていた・そちらの方の権利 (that right) にした

9) EoL, p. 75

がって相手方に抵抗することをしないこと (not to resist), ないしは, 妨害することをしないこと ([not to] hinder) が, 自分の意志 (his will) であると, 充全な表示媒体 (sufficient signs) によって, 表明すること (to declare), である」¹⁰⁾。

ii) この〈規定〉が, 〈いかなる論拠〉に基づくかは, 本稿・後出・I——Cの主題であるが, 重要なのは, 同じ EoL にあっても, 「権利」の「移譲」の〈規定〉については, 「意志」の「表明」が, 「その権利を受領する相手方に向かい」, と明示されている点である。

b) しかし, 上掲の「その権利を受領する相手方 (that other)」の意味を, さらに明らかにするため, DC·L の・該当する論述にあっての〈規定〉を見ておこう。

DC·L は, 『第一部』に相当する『自由 (LIBERTĀS [リーベルタース])』の「第二章 約定ニカカワル・自然ガ定メテイル法ニツイテ (CAPVT II. [カプウト・セクウンドゥム] *Dē lēge nātūræ círcā cóntractūs* [デー・レエーエグ・ナートゥーラエ・キルカ・コントラクトウース])」の第四節で¹¹⁾, EoL と同じく, 「万事にたいする権利」を「手放す」・〈二つ〉の〈仕方〉を,

i) 「第四節。ところで, 自分が持っている権利ヲ手放ス (*Dēcēdere* … *dē iūre sūō*. [デーケーデレ…デー・ユウーウレ・スウォー]) と言われるのは, 自分の持っている権利を, 無条件に放棄する (*simplíciter renūntiat* [スイムプリキテル・レスウーンツィアト]) 人であるか, ないしは, 他人 (*álius* [アリュウス]) に移譲する (*trānsfert* [トランスフェルト]) 人であるか, そのいずれかである」¹²⁾ とし,

ii) これにつづいて, これも EoL とひとしく, まず, 前者の・「無条件に放

10) EoL, pp. 75—76

11) これに先行する論述は, 脚注には収まらないため, 本・B——I の末尾に記した。

12) DC·LW, p. 100; DC·LO, p. 170

棄する」<仕方>を、以下のように<規定>している。

「無条件ニ放棄スルのは、自分が、以前には、ソノ権利ニヨッテ正当ニ行うことができた・ある・特定の事柄を (*cértum áliquid* [ケルトゥム・アリクウイド]) 行うことを (*fácere* [ファケレ]) 自分が意志することは (*vélle sē* [ウェルレ・セー]), もはや自分には許されなくなった (*nōn lícitum sibi amplius fōre* [ノーン・リキトゥム・スィビイ・アムプリュウス・フォレ]), ということを、充全な表示媒体、ないし、複数の・充全な表示媒体 (*sígnia idōnea* [スィーアイグナ・イドーネア]) によって、表明する (*dēclārat* [デクラアート]) 人である」¹³⁾。

ア) 上掲の<規定>のうち、「…以前には…」以下、「…もはや自分には許されなくなった、…」までの表現の意味は、——「万事にたいする権利」は、「万事」という「特定の事柄」を「行う」こと<にたいする>「権利」であり、その「万事」を「行う」ことは、「万事」を「行う」こと<にたいする>「意志」に発するものであるが、「自分」は、その「意志」そのものを、自身から<排除>するのである——というところにある。

イ) ところが、前掲の<規定>には、EoLと同じく、上記・ア)の事柄を、<誰にたいして>「表明」するのであるか、を示す<要素>は、存在しない。
iii) これにひきかえ、上記「権利」の「移譲」という<仕方>の<規定>は、下記のとおりである。

「他方、他人ニ移譲スルのは、わが身からその権利ヲ受領することを意志している (*vólens* [ウォレーンス]) 相手方 (*ílle álder* [イルレ・アルテル])に向かい、自分が以前には正当ニこの相手方に抵抗する (*resístere* [レスイステレ]) ことができたのとはうって変り、ある・特定の事柄を行う相手方に抵抗することを (*resístere* [レスイステレ]) を、自分が意志すること (*vélle sē* [ウェルレ・セー]) は、もはや自分には許されなくなった (*nōn lícitum*

13) DC・LW ; DC・LO, loc. cit.

síbi amplius fóre [ノーン・リキトゥム・スイビ・アムプリュウス・フォレ]), ということを、完全な表示媒体、ないし、複数の・完全な表示媒体によって、表明する (dēclārat [デークラアーラト]) 人である」¹⁴⁾。

(上記の〈規定〉のうち、「権利」の「放棄」の〈規定〉と同一の表現部分の意味については、再度述べる必要はない)。

iv) 重要であるのは、上述の〈内容〉の「表明」が、「その権利ヲ受領することを意志している相手方」にたいして、行われる、と明示されている点である。

v) 「相手方」を表わすのは、見られるとおり、「ille alter」の二語である。

ア) ‘ille’ ((m) ; (f) illa ; (n) illud) は、「指示形容詞」および「指示代名詞」であるが、それの・いくつかの用法の一つに、〈話者カラ離レタ人、ナイシ、離レタ事物〉を指示する、ということがある。

イ) つぎに、‘alter’ ((m) ; (f) altera ; (n) alterum) は、「形容詞」および「形容詞」が「名詞」化した語であって、「二人ノ人間、ナイシ、二ツノ事物ノウチノ・一方ノ、ナイシ、他方ノ」、あるいは、「…一方、ナイシ、他方」を意味し、「二人ノ人間、ナイシ、二ツノ事物…」という限定の点で、‘alius’ ((m) ; (f) alia ; (n) aliud) が、〈二人以上ノ人間、ナイシ、二ツ以上ノ事物、ニカカワッテノ・他ノ人間 [他人]、他ノ事物〉を意味するのとは、異なっている。

vi) してみると、‘ille alter’ という表現は、上掲の〈規定〉にあっては、〈話者〉に相当する・「権利」の〈移譲者〉〈カラ離レテイル〉・しかも、〈移譲者〉と合して〈二人ノ人間〉を形づくる・〈他方ノ人〉を、示すものである。

そして、この‘ille alter’が、イギリス語の‘that other’に当るのである。

イ) しかも、この〈他方ノ人〉は、「その権利を受領する」人、ないしは、「その権利を受領することを意志している」人である。

14) DC・LW ; DC・LO, loc. cit.

ウ) それゆえ, ‘that other’, ‘ille alter’ は, 「権利」<移譲者> の「相手方」としての「権利」<被移譲者・受領者> である。

16) 以上によってみるとならば, EoL, DC・L にあっては, 「権利」の「移譲」は, それがいかなる根拠, ないし意図, 目的, 動機で行われるを問わず, <ナニラカ・特定ノ個人> にたいするものであり,

イ) それゆえ, 「移譲」の <規定> にしたがえば, あの・「意志」の「表明」は, <ナニラカ・特定ノ個人> に向かって, 行われる, とされている, としなければならない。

17) そこで, このところから <推定> されるのは, 「権利」の「放擲」・「放棄」の <規定> における・「意志」の「表明」は, 「放擲」・「放棄」する当該「各人」を除く <不特定ノ・アラユル各人> に向かってなされる, ということである。

i) しかも, この <推定> は, DC・L の同じ「第二章」の次・第三節の記述によって, 裏書きされるのである。

ii) すなわち, まず, こう言われる。

ア) 「権利ノ移譲に必要とされるのは, ただに移譲者の意志であるだけではなく, また, 権利受領者の意志でもある」¹⁵⁾。

イ) そして, つづいて。「もし一方の意志が欠けている場合には, 権利は, 移動しない」¹⁶⁾。(ここで「一方の意志」と言われるのは, 「権利受領者」が持つべき・「権利」「受領」の「意志」である)。

ウ) しかし, 「私の権利を, 無条件に放棄すること, 比喩的に言えば, 「私の権利を, 誰彼を問わずに (ad quolibet [アド・クウエムリベト]。quilibet<quilibet [クウイーリベト]「ナンビトデアレ」) 移譲することも, 「権利」の「移動」と言いうるのでないか。

15) DC・LW, p. 100 ; DC・LO, p. 171

16) DC・LW ; DC・LO, loc. cit.

エ) だが、「権利の移譲」としての・「権利」の「移動」は、そのように理解されなければならないのである。

オ) その〈根拠〉が、つぎのように立論される。

「権利が移動しないの理由は、私がもし、私の権利であるものを、それを受領することを拒否する〔「受領」する「意志」を「欠いている」〕者に付与しようと意志したとすれば、そのために、私は、私の権利を、無償で放棄したことになり、換言すれば、誰彼を問わずに移譲したことになる、というところにあるのではない」¹⁷⁾。

カ) では、上記の場合に、「権利が移動しない」とされるのは、なにゆえであるのか。

それは、「権利の移譲」としての・「権利」の「移動」とは、「権利の放棄」の場合と異なって、「誰彼を問わずに」「移譲」することではなく、「ただ一人の者」に「移譲」することであるからであり、

したがって、また、「移譲」の「根拠」が、「放棄」の「根拠」のように、〈放棄者〉の側にのみあるのではなくて、「移譲者」と「その・ただ一人の者」との・なにらかの関係の中にあるからである。

キ) この意味を含ましめて、こう言われる。

「権利が移動しないと言う理由は、私が、ただ一人の者 ($\hat{v}nus$ [ウーヴヌス]) に [私の権利を] 付与しようと意志した ($v\acute{o}lu\acute{i}$ [ウォルワイー]) 根拠 ($cáusa$ [カウサ]) が、その・ただ一人の者 ($is \hat{v}nus$ [イス・ウーヴヌス]) の中にのみ存在するのであって、そのほかの者たち ($cæteri$ [カエテリ]) の中には、同じようには存在しない、というところにある」¹⁸⁾。

ク) 「ただ一人の者」に「権利」を「付与しようと意志」する「根拠」は、「移譲」の・一つ様態である・「権利」の「贈与」の場合には、「移譲者」の・

17) DC・LW, pp. 100–101 ; DC・LO, p. 171

18) DC・LW, p. 101 ; DC・LO, p. 171

その者にたいする「愛情」・「好意」等々であり、「移譲」の・いま一つの様態である「約定」の場合には、その者からの・「移譲者」にたいする「見返りの利益」である。

ケ) しかし、「その・ただ一人の者」が「贈与」される「権利」を「受領」する「意志」を持たないのであれば、〈贈与者〉が、いかに「贈与」・「付与」の「意志」を抱いているにしても、「贈与」は行われない。

それは、「その・ただ一人の者」にたいする「愛情」・「好意」が存続しても、その「愛情」・「好意」が、「権利」の「贈与」の「根拠」とはならないことである。

そして、「権利」の「贈与」が行われないことは、もとより、「権利」が「移動しない」ことに外ならない。

また、「権利」の「移譲」の「根拠」が、「見返りの利益」である場合には、「その・ただ一人の者」が「移譲」される「権利」を「受領」する「意志」を持たないことは、「見返りの利益」が「移譲者」に生じないことであり、すなわち、「移譲」の「根拠」が消滅することである。

それが、「権利」が「移動しない」ことであるのは、言うを俟たない。

コ) こうして、「権利の移譲」は、「権利」「移譲」の「意志」と、「権利」「受領」の「意志」との双方によってのみ、行われうるのである。

iii) ところで、本稿の・現在の論旨にとって重要であるのは、——「権利」「移譲者」の「意志」は、前述の「根拠」をそなえた「その・ただ一人の者」にのみ向けられ、当該「根拠」に無縁な「ほかの者たち」・「誰彼を問わ」ぬ者たちには向けられない——という立論である。

ア) すなわち、「権利」の「移譲」の場合には、「意志」の「表明」は、〈特定ノ個人〉にたいして行われ、

イ) これにひきかえ、「権利」の「放棄」の場合には、「意志」の「表明」は、「誰彼を問わずに」、すなわち、〈不特定ノ・スペテノ者〉にたいして行われる、ということが、上掲の論述によって裏書きされるのである。

18) しかし、上記・16), iii), ア), イ) を、さらに、Lev·E と Lev·L について、確証しておこう。

i) もとより、Lev·E, Lev·L は、ともに、「意志」の「表明」の〈理論〉を忘れてはいなければ、

ii) それに先立って、それぞれ、つぎのように述べている。

すなわち、Lev·E は、既に知ったように、『第一部』・「第十四章 自然に基づく法の第一ト第二トニツイテ、ナラビニ、約定ニツイテ」の第四パラグラフで、

ア) 「各人が各人に敵対する戦争」という「人類の身の上」¹⁹⁾にあっては、「各人は、各事にたいして、互いの身体にたいしてさえも、権利を持ってゐる」²⁰⁾。「それゆえ、各人の・各事にたいする・この・自然に基づく権利が存続する限りは、なんぴとにとっても、(その者が、たとえ、いかに身体の力が強く、賢かろうとも)，自然が通常、人々に生きることを許している時間を生き抜く保証は、なに一つ存在しえない」²¹⁾。

イ) 「それの帰結として、推理する能力たる理性の教え、ないしは、万人にたいする指針は、各人ハ、平和ヲ獲得スル希望ヲ抱ク間ハ、平和ヲ手ニ入レルタメニ努力スベキデアル。シカシ、各人が平和ヲ獲得スルコトガデキナイ場合ニハ、各人ハ、戦争カラ、アラユル援助ト利点トヲ、求メ、カツ、利用スルコトガ許サレル、トイウコトである」²²⁾。

ウ) 「この指針の・第一の部分は、自然が定めている・第一の・そして基本となる法、すなわち、平和ヲ求メヨ、ソシテ、平和ヲ追跡セヨ、を含んでゐる。第二の部分は、自然が定めている権利の眼目、すなわち、私タチニデキル・アラユル手段ニヨッテ、私タチ自身ヲ防衛スルコト、を含んでいる」²³⁾。

エ) Lev·E は、ついで、次・第五パラグラフで、「人々が平和を手に入れ

19) Lev·E, p. 189

20) ~23) Lev·E, p. 190

るために努力するように命令されている・この・自然が定めている・基本となる法から、つぎの・第二の法が、導き出される。それは、総じテ人ハ、平和ト自分自身ノ防衛トノタメニソノヨウニスルコトガ不可欠デアルト考エテイルカラニハ、ホカノ人々モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ、上記ノ・万事ニタイスル権利 (*right to all things*) ヲ、進ンデ、[第三者ニ] 手渡セ (*lay down*)、…トイウコトである」²⁴⁾としたのち、

オ) 第六パラグラフで、「総じて人が、持っている・なにらかの事柄にたいする権利ヲ、手渡スことは、…」と、その〈規定〉を語り²⁵⁾、

カ) 次・第七パラグラフで、「権利」の「手渡シ」の〈仕方〉を示すのである。

「権利が手放される (is layd aside) のは、権利を、無条件ニ放棄すること (simply Renouncing) によるか、ないしは、権利を、他人に移譲すること (Transferring it to another) によるか、のいずれかである。無条件ニ放棄するとは、放棄する当人が、その権利から生ずる利益 (the benefit thereof) が、誰に帰するかを (to whom … redoundeth)，心にかけない (cares not) 場合である」²⁶⁾。

iii) 上の・「放棄」の〈規定〉に、「…放棄する当人が、…心にかけない」とする記述が現わってきたことは、EoL での〈規定〉に比して、ある・〈新しい〉要素を示すものである。

iv) そこで、同じ Lev·E について、「権利」の「移譲」の〈規定〉から、この・〈新しい〉要素の意味を探ることにしよう。

ア) すなわち、上につづいて、こう言われる。「移譲することによるとは、権利を移譲する当人が、その権利から生ずる利益を、ある・特定の人物(some

24) Lev·E, loc. cit.

25) Lev·E, pp. 190–191

26) ~27) Lev·E, p. 191

certain person), ないしは、複数の・特定の人物に向ける(intendeth … to)場合である」²⁷⁾。

イ) 加えれば、Lev·Lは、『第一部』・「第十四章 自然に基づく・二つの・主要な法について、ならびに、約定について」の第七パラグラフで、さらに的確に、この〈要素〉を記述している。

「権利が引き渡される (Dēpōnitur [デーポニトゥル]) のは、無条件での放棄 (símplex renūntiātio [スィムプレクス・レヌウーンツィアーツィオ]) ニヨルか、ないしは、他人への移譲 (trānslātio ad álium [トランスクライツィオ・アド・アリュウム]) ニヨルか、のいずれかである。無条件に放棄する (renūntiat [レヌウーンツィアト]) のは、権利を、誰もが手の届くところに (in médiūm [イン・メディュウム]) 投げ出して (ābjicit [アブイイキト]), なんぴとも (nēminī [ネーミニー]) 特定して賦与する (tríbuēns [トゥリブウェーンス]) ことをしない人である。移譲する (Trānsfert [トランスクフェルト]) のは、権利を、特定の・ある人 (cértus áliquis [ケルトゥス・アリクワイス]) にたいして、容認する (concēdit [コンケーエディト]) 人である」²⁸⁾。

v) そして、Lev·E, Lev·Lの・それぞれ同じ第七パラグラフで、あの・「意志」の「表明」の〈理論〉に基づく・「権利」の「放棄」と「移譲」との〈仕方〉が、ほぼひとしい内容で、記される。

ア) Lev·E 「総じて人が、自分の権利を無条件に放棄するか、ないしは、移譲する仕方 (The way) は、その当人が、しかじかの権利を、放棄する、ないしは、その権利を受領する (accepteth) 者にしかじかの権利を移譲する、あるいは、しかじかの権利を放棄した、ないしは、當の権利を、それを受領する者に移譲した、ということを、なにらかの・意志に発する・完全な表示媒体 (some voluntary and sufficient signe), ないし、複数の表示媒体によつ

28) Lev·L, p. 104

て、表明すること(a Declaration)であり、あるいは、表示すること(Signification)である」²⁹⁾。

イ) Lev·L 「誰であれ人が、自分の権利を、放棄するか、ないしは、自分の権利を移譲する仕方(Módus [モドゥス])は、つぎのものである。すなわち、自分が、しかじかの権利を、放棄する、ないしは、放棄した、あるいは、自分が、自分の権利を、この者に(ad hunc [アド・フウンク])移譲する、ないしは、この者に移譲した、ということを、充全な表示媒体、ないし、複数の表示媒体により、意志に基づいて(voluntáriē [ウォルウンターリエー]), 表明する(déclārat [デークラーラト]), ということである」³⁰⁾。

19) さて、以上によってみると、「権利」の「放棄」の〈規定〉についての・「意志」の「表明」の〈理論〉は、EoLからDC·Lを経てLev·E, Lev·Lに至るまで、一貫していることが知られるのであるが、

「放棄」の「意志」が、〈誰にたいして〉「表明」されるか、という〈要素〉については、Lev·EとLev·Lとの間に、明確性の上で相違がある、と言わなければならない。

- i) ア) すなわち、Lev·Eは、この〈要素〉を、
「その権利から生ずる利益が、誰に帰するかを、心にかけない」という表現で暗示しているのであるが、
- イ) この表現と、「権利」の「移譲」についての記述中の・「その権利から生ずる利益を、特定の人物…に向ける」という表現とからするならば、
- ウ) 「権利」の「放棄」の「意志」の「表明」は、〈不特定の他人・すべて〉にたいしてなされるものである、と〈推定〉されうる。
- ii) そして、この〈推定〉を〈明確に〉しているのが、さきに見た·Lev·Lの記述である。

29) Lev·E, p. 191

30) Lev·E, loc. cit.

ア) すなわち、ここでは、「権利」の「放棄」は、「権利を、誰もが手の届くところ (in médium [イン・メディュウム]) に投げ出して (ábjicit [アブイイキト]), なんぴとにも特定して賦与する (tríbuēns [トウリブゥエーンス]) ことをしない…」こととされている。

iii) ア) ‘medium’なる語は、本来は、「中間ニアルトコロノ」という語意をもつ形容詞の・中性名詞・単数・主格を修飾するさいの語形であるが、ここでは、ギリシャ語、ラテン語にあって通例であるように、中性名詞を修飾する形容詞が名詞化したものである。(ちなみに, ‘medius’ ((m) [メディュウス]) ; ‘media’ ((f) [メディア]) ; ‘medium’ (n) の語は、ローマ文字で表音すれば、「インド・ヨーロッパ語族基語 (IE)」の‘medhyo-’, 「サンスクリト (Skt. sāmskr̥ta)」の‘madhya-’に由来し, 古ギリシャ語の‘μέσος’ ((m) [メソス]) ; (f) ‘μέση’ [メセー] ; (n) ‘μέσον’ [メソン]。叙事詩にあっては, ‘μέσσος’ [メッソス] ; ‘μέση’ ; ‘μέσον’) からラテン語に入ったものであり, 「内陸ゲルマン語 (トイトーネン語)」たる「古(期)高(地)ドイツ語 (ahd)」の‘mitti, mittil’ ; 「中(期)高(地)ドイツ語 (mhd)」の‘mitte, mittel’ ; 「新高(地)ドイツ語 (nhd)」の‘mittler, mittel-’ を経て, 「北海ゲルマン語」群に属する「古アングリー語 [イギリス語] (OE)」の‘midlest, middel, midd’ ; 「中世イギリス語 (ME)」の‘middel, mid’ ; (「新イギリス語 (NE)」の‘middle, mid-’) の源となったものである)³¹⁾。

イ) ところで、名詞化した‘medium’の語意の一つである「中間」、「中心」のうちに、さらにつぎの・二つの・特殊なものがある。

α) 「競技ノ懸賞品獲得参加者ガ、ソレヲ目ニスルコトガデキ、カツ、ソレニ到達スルコトガデキルヨウニ、アル物ガ懸賞品トシテ置カレル地点」。

31) Buck, Carl Darling : “A Dictionary of selected synonyms in the principal Indo-European languages. A Contribution to the History of Ideas.” Chicago UP Press. Chicago & Lond., [1949] 1988. i–xvii ; 1504 col. ; 11 p. col. 861

β) 「スペテノ者ノ手ノ届クトコロニアリ，スペテノ者ガソレニ手ヲ出スコトガデキル・誰ニトッテモ・ヨイモノ一般」³²⁾。

ウ) DC・Lに用いられている‘medium’は、上記のβ) の意であるが、一つには、「懸賞品」という・ある「よいもの」の「獲得参加者」である〈不特定多数者〉にとって、「ソレニ到達スルコトガデキル」ゆえに、「獲得」の「欲求」ないし「意志」の〈集中点〉となり、したがって、その「意志」を「原動力」とする・「獲得」の「行為」の〈集中点〉となる「懸賞品」が「置カレル地点」という「中心」が、‘medium’であり、

二つには、「誰ニトッテモ・ヨイモノ」であり、しかも、「スペテノ者」という〈不特定の全員〉の「手ノ届クトコロニアリ」、加えて、「スペテノ者ガソレニ手ヲ出スコトガデキル」ところから、〈不特定の全員〉の「獲得」の「欲求」・「意志」の〈集中点〉であり、その「意志に発する」・「獲得」の「行為」の〈集中点〉である・その「誰ニトッテモ・ヨイモノ」という「中心」が、‘medium’である。

(古代ローマの諸著作家によって、後者の意味での‘in medium’が、諸動詞を伴って、多用された)。

エ) ホブズに見られる‘in médium abjícere [アブィイケレ]’「誰もが手の届くところに投げ出す」の「投げ出す」という動詞による用例は、古典ラテン語にも中世ラテン語にも現われないが、これは、「権利」の「放擲」・「放棄」を表わすためにホブズが特に選んだ動詞である、と考えるべきである。

iv) そこで、以上からすれば、もはや明らかに、「権利」の「放棄」の「意志」の「表明」は、〈不特定の・すべての者〉にたいして行われるものである、と断定することができる。

32) Georges, Karl Ernst (Hrsg.): „Ausführliches Lateinisch-deutsches Handwörterbuch. Unveränderter Nachdruck der achten verbesserten und vermehrten Auflage von Heinrich Georges.“ 2 Bde. 1983. Verlag Hahnsche Buchhandlung. Hannover, [Bd. 1. I-VIII ; Kol. 1~3108. Bd. 2. Kol. 1~3576] Bd. 2. Kol. 848

v) つぎに、「なんびとにも、特定して賦与する (trībuēns) ことをしない」の「特定して賦与する」という語意の動詞 ‘tribūere’ ([トゥリブウエレ]) は、‘trībus’ ([トゥリブウス]) に由来する。

ア) この ‘trībus’ は、当初、「自由人ローマ市民ノ・三ツノ氏族ナイシ氏族区分 (ラムネース [Rāmnēs], ティツィエース [Tītiēs], ルーケレース [Lūcerēs]) ノーツ」を指し、ローマ第六代皇帝セルウィュウス・トゥルリュウス (Sérvius Túllius, 578 B.C.-543 B.C.) 以後は、「ローマノ・完全市民権保有市民ノ・氏族区分ニ従ウ管区ノーツ」を表わした。その「管区」は、都市地域にあっては、「都市管区」 (trībus urbānae [トゥリブウス・ウルバーナエ]) と称されて、「四つ」であり、「ローマ領農耕地域 (áger Rōmānus [アゲル・ローマー・アヌウス])」については、「農村管区」 (trībus rūsticae [トゥリブウス・ルウースティカエ]) として、初め「二十六」、のちに「三十一」であった、と言われる³³⁾。

イ) この ‘trībus’ なる語の言語学的由来は、不詳であるが、語頭の ‘tri’ は、「三」を表わし、そして、この「三」は、上掲の「三ツノ氏族ナイシ氏族区分」に発するもの、と思われ、したがって、‘trībus’ は、「三分割 (tri-partite division)」を示すもの、と推測される。(もとより、史的明証は存在しないが)³⁴⁾。

ウ) しかし、そのように推測することが許されるとすれば、‘tribūere’ なる動詞が、「アル・特定ノ人物ニ、割り当テル」、「アル・特定ノ人物ヲ、指定スル」という・〈分別〉の意味を持つ理由が、納得されうるのである。

エ) そこで、「権利」の「放棄」に立ち戻れば、この「放棄」は、「なんびとにも、特定して賦与することをしない」とされていることからして、「権利」「放棄」の「意志」の「表明」は、〈すべての人にたいし、不特定に〉行われるものである、としなければならない。

33) Mommsen, Theodor : „Römisches Staatsrecht.“ 3 Bde, 1875-88, Lpz. Bd. 3, S. 95 ff. ; S. 161 ff. ——この著作についての詳細は、本稿・末尾・*

34) Buck. op. cit. col. 1317.

20) 以上のように ‘in médium’ と ‘néminī trībuēns’ とについて吟味したところに基づいて、繰り返せば、上記の「意志」は、〈不特定の他人・すべて〉にたいして、「表明」される、と確言することができる。

21) これにたいして、「権利」の「移譲」の場合には、再言すれば、

i) Lev·E にあっては、「…その権利から生ずる利益を、…特定の人物に向ける…」とされ、(ただし、Lev·E は、「特定の人物」を、〈単数〉のみならず、〈複数〉でも記している)，

ii) Lev·L にあっては、「…権利を、特定の・ある人 [単数] にたいして、容認する…」と述べられていることに照らすならば、

iii) 「意志」の「表明」は、〈特定ノ個人〉に向かって行われる、と解すべきである。

v) こうして、DC·L から得られた所論は、Lev·E, Lev·L によって確証されたことになる。

22) なお、付言すれば。

i) 前掲の・「権利」の「放棄」(および「移譲」)の「仕方」の内容が示される時、Lev·E は、「…を、なにらかの・意志に発する・充全な表示媒体…によって、表明することであり、あるいは、表示することである」と述べて、「表示媒体」が「意志に発する」としている。

ii) ア) しかしながら、「表示媒体」は、それ自体で存立し意味を持つものではなく、——なるほど、「権利」の「放棄」(および「移譲」)の「行為」(α)の「原動力」たる「意志」を「表明」・「表示」する、という・これまた一つの「行為」(β)の〈表現〉ではあるが——しかし、あくまでも、上記の「意志」を他人に〈理解〉せしめる「媒体」である。

イ) それゆえ、「表示媒体」が「意志に発する」と言うにしても、それは、ただ一つ、上記「行為」(α)の「原動力」たる「意志」が、「表示媒体」によって「表明」されることを、意味する以外のものではありえない。

すなわち、「表示媒体」が「意志に発する」とは、「表示媒体」の「原動力」

が「意志」であることを、言うものではないのである。

iii) こうして、Lev·E の・上掲の記述は、結局、Lev·L の「…を、完全な表示媒体により、意志に基づいて、表明する、ということである」に、帰着する。

前出・I——B, 14), b)への脚注・11)に述べたところにしたがい、DC·Lにあって、「第二章」・「第四節」に先行する論述を、ここに記す。

1) a) まず、『第一部』に当る『自由』の「第一章 国家結合ノ外部ニアル人間ノ状態ニツイテ」の第三節では、本稿・I——B, 3), iii)で、EoLについて見たのとひとしく、「第十節。自然は、各個人ニ、万事ニタイスル権利ヲ、与えている。すなわち、全く自然のままの状態にあっては、言い換れば、人間たちが、なにらかの協約によって、自分たちが互いに結合してしまわぬいうちは、各個人には、自分の欲する・どのような事柄をも、自分の欲する誰に向かっても、行うことが、許されているのであり、また、自分が意志し能力を持っている・あらゆる物を、所有し使用し享受することが、許されている」³⁵⁾とし、

b) 上記の「万人の・万事にたいする権利が、必然に、「戦争」を招来することを根拠に、最終・第十五節で、

「…人間たちの・身体の力と、その他の能力との・前述の平等ゆえに、自然が定めている状態、言い換れば、戦争ノ状態に置かれている人間たちにとっては、永続する・自らの生命の保存は、期待されることができない」³⁶⁾と述べ、

c) ここで、転じて、いわば総括的な「自然が定めている法」を、提示する。

「それゆえ、平和ヲ手ニ入レル・ナニラカノ希望ノ光ガ輝イテイル限りハ、平和が追求サレナクテハナラナイ。平和ガ手ニ入ラナイ場合ニハ、戦争ニ援助ガ求メラレナクテハナラナイ、トイウノガ、正シイ理性 (rēcta rātio [レーエクタ・ラティオ]) ノ命令デアル。言い換えれば、つぎに明らかにされるように、自然ガ定メテイル法 (lēx Nātūrōe [レークス・ナートゥーラエ]) デアル」³⁷⁾。

2) ついで、次「第二章 契約ニカカワル・自然ガ定メテイル法ニツイテ」の第一節で、

a) 「自然ニ基ヅク法 (lēx Nātūrālis [レークス・ナートゥーラーリス])」について

35) DC·LW, p. 95 ; DC·LO, pp. 164—165

36) DC·LW, p. 97 ; DC·LO, p. 167

37) DC·LW, loc. cit. ; DC·LO, loc. cit.

は、諸著述家の見解は一致を見てはいないが、

b) 「しかし、諸著作家も、正しい理性にそむいて (*cóntrā rēctam Rātiōnem* [コントラー・レーエクタム・ラツィオーネム]) 行われる所以の事柄は、正当ニ (*iūre* [ユーウレ])。「権利ニ基ヅイテ」) 行われる、ということを容認しているのであるから、私たちとしては、正しい理性に反する (*repūgnat* [レブーグナト]) 事柄は、不法ニ (*iniūria* [インユーリア])。「権利ヲ犯シテ」) 行われたもの、と解きなければならない。…ところで、不法ニ行われた事柄は、なんらかの法ニそむいて (*cóntrā lēgem* [コントラー・レーエゲム]) 行われる、と私たちは言う。それゆえに、法ハ (*lēx*) すべて、正シイ理性 (*rēcta Rātio*) であり、そして、(正シイ理性は、いかなるものにせよ、魂の・他の能力、ないしは、情念に劣らず、人間の自然本性 (*nātūra hūmāna* [ナートゥーウラ・フーマーナ]) の部分であるのであるから)，法は、また、自然に基づく (*nātūrālis*) 法とも、呼ばれる」³⁸⁾ と立論し、

c) そのところから、前章・最終節の論述に戻って、

「それゆえに、自然に基づく法ハ、これを定義すれば、生命と四肢との・能う限り永続する保存のために、なにを行うべきであるか、また、なにを行わぬおくべきか、にかかる・正しい理性の命令である」³⁹⁾ と規定するのである。

(上記・b), c) の所論が、キケロから学ばれたものであることは、本稿で後述する)。

d) ところで、DC・Lは、上掲・c) の末尾の「正しい理性」に脚注を付して、つぎのように、述べている。

「人間の・自然のままの状態にあっての・正しい理性、というものによって、私が理解しているのは、…各個人の・自分の行為にかかる・当人自身が行う・そして真実の推理活動 (*ratiōcīnandī āctum* [ラツィオーキナンディー・アーアクトゥム])，言い換れば、推論 (*ratiōcinātio* [ラツィオーキナーツィオ]) であり、その・自分の行為とは、他人にとつての利益ないし損失となることがありうる行為のことである。当人自身が行う、と私が言う理由は、…国家の外部では、各人の・自分の理性は、ただに、わが身の危険がかかっている・当人自身の行為の指針と解されなければならないだけでなく、また、わが身にとっての利益について、他人の理性を測る尺度と解されなければならない、というところにある。真実の、と私が言うのは、言い換れば、正しく構成された・真実の諸原理から結論を得る推論である、ということである」⁴⁰⁾。

38) DC・LW, pp. 98–99 ; DC・LO, pp. 168–169

39) DC・LW, p. 99 ; DC・LO, pp. 169–170

40) DC・LW, loc. cit. ; DC・LO, loc. cit.

e) さて、そこで、DC・Lは、前掲・c) をうけて、この「第二章」の第二節を第三節とにあって、〈二つ〉の「自然が定めている法」を、挙示するのである。

「第二節。ところで、自然ガ定メテイル・第一の・また基本となる法ハ (*Prima … & fundāmentālis lēx nātūræ* [プリーイマ…エト・フンダーメンターアリス・レークス・ナートウーラエ]), 平和ガ得ラレルコトガデキル場合ニハ, 平和ガ求メラレナケレバナラナイ。得ラレルコトガデキナイ場合ニハ, 戰争ニ援助ガ求メラレナケレバナラナイ, という法である」⁴¹⁾。

ついで、次・第三節の欄外に、「自然ガ定メテイル・個別ノ・第一ノ法 (*Lēx nātūræ speciālis prima* [レークス・ナートウーラエ・スペキアーアリス・プリーイマ])」と記して、同節の・これも冒頭に、

「第三節。ところで、上記の・基本となる法から導き出された・自然ニ基ヅク諸法ノ (*Lēgum … Nātūrālium*) [レーエグゥム…ナートウーラーリュウム]) 一つは、万人ノ・万事ニタイスル権利ハ、保持サレツヅケラレテハナラズ、諸権利ハコトゴトク (*iūra quædam* [ユーウラ・クゥアエダム]) [第三者ニ]移譲サレナケレバナラナイ (*trānsfērenda* [トランスクエレンダ]), ナイシハ、[第三者ニ]引キ渡サレナケレバナラナイ (*relinquentia* [レリンクゥエンダ]), というものである」⁴²⁾。

(上記は、「個別ノ・第一ノ法」とされてはいるものの、これは、実質上、「自然が定めている・第二の法」と見るべきである)。

f) そして、既に知ったとおり、つぎの「第四節」で、「権利」を「手放ス」・〈二つ〉の〈仕方〉が、述べられるのである。

(以下、次号)

* 本稿・I——Bへの脚注・33)への追記。

a) この著作は、稀に見られるところではあるが、Bd. 1, 2. Aufl. と Bd. 2, Abt. I. 2. Aufl. とが、同じ Bd. 2, Abt. II., 1. Aufl., ならびに、Bd. 3. Abt. I., Abt. II., 1. Aufl. と同時に、刊行された。

b) すなわち、発行書店は、Verlag von S. Hirzel, Lpz., 五冊の判型、装幀は同一であり、各冊の Buchrücken には、著者名、表題と冊番号・1, 2⁻¹, 2⁻², 3⁻¹, 3⁻²とが印刷されているが、Titelblatt には、つぎのように記されている。

41) DC・LW, p. 100 ; DC・LO, p. 170

42) DC・LW, loc. cit. ; DC・LO, loc. cit.

Erster Band	2. Auflage. Lpz., 1876 [i-xxii ; 1-682 S.]
Zweiter Band	I . Abteilung. 2. Auflage. Lpz., 1877 [i-xiv ; 1-720 S.]
" "	II. Abteilung. Lpz., 1875 [i-x ; S. 708 (<i>sic</i>) - 1067.]
Dritter Band	I . Abteilung. Lpz., 1887 [i-xviii ; 1-832 S.]
" "	II. Abteilung. Lpz., 1888 [i-xiv ; S. 835-1271 ; S. 1272-1336]

c) 脚注・33) に略記した典拠を、正確に示せば、Bd. 3, S. 95 ff. とあるのは、Bd. 3 の „Die Ordnungen der patricischen Gemeinde“ (S. 89-125) の章中の S. 95-104 であり、S. 161 ff. とあるのは、„Die Verwaltungsbezirke der patricisch-plebejischen Gemeinde“ (S. 161-198) の章中の S. 161-172 である。

d) 上記刊本は、一橋大学附属図書館・本館所蔵の『三浦〔新七先生〕文庫』・分類番号・*Miura-DC-E-41* であり、同館附属・『社会科学古典文献センター』所蔵の・さすがの『Carl Menger 文庫』も、『Otto von Gierke 文庫』も、後年版刊本を有するにすぎない。

(以下、次号)